

注1 電子メールやFAXによる請求はできません。

(郵送先: 〒586-8501 河内長野市原町1-1-1 河内長野市選挙管理委員会)

注2 選挙公報の同封希望について、下記に○を付けてください。

○がない場合は希望されないものとします。

大阪府選挙管理委員会のホームページでも公(告)示日(衆議院: 1月27日、府知事: 1月22日)以後準備が整い次第掲載予定です。

1 選挙公報の同封を希望する(この場合、不在者投票用紙等の発送開始は準備整い次第となります。)

2 選挙公報の同封を希望しない

## 不在者投票宣誓書・請求書

私は、令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日執行の

河内長野市長選 河内長野市議会議員選挙  
大阪府知事選挙 大阪府議会議員選挙  
衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 その他( )  
参議院議員通常選挙

※注

の当日、下記の不在者投票事由に該当する見込みです。以下の記載が真実に相違ないことを宣誓し、あわせて下記の選挙の不在者投票用紙等を請求します。

※注: 必要な選挙にチェックをお願い致します。

令和8年 月 日

ふりがな		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
氏名				
現住所		(連絡先電話番号) - - - )		
選挙人名簿に記載されている住所 (現住所と異なる場合のみ記載して下さい。)				
送付先 <small>(上記、現住所以外の場所に滞在し、本市區町村以外の選挙管理委員会で投票する場合のみ記入して下さい。)</small>	(〒 - - - )	(連絡先電話番号) - - - )		

大阪府内の他市町村に転出した方は、下記の□にレを入れてください。(あらかじめ転出先の市町村に転入届出をしていることが必要です。)

私は、引き続き大阪府内に住所を有することの確認を申請します。

不在者投票事由(○を付ける必要はありません。)

次の事由のいずれか

「仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事」・「用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在」・「疾病、負傷、出産、老衰、身体障がい等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容」・「交通至難の島等に居住・滞在」・「住所移転のため、本市町村以外に居住」・「天災又は悪天候により投票所に行くことが困難」

(これより下欄は、選挙管理委員会が記載します。)

投票区		名簿登録番号	性別	請求の方法	
		—	男・女	直接・郵便等	本人・代理
交付の有無	交付の方法	交付の月日	取扱者印	不在者投票証明書交付の有無	選挙の種類
有・無	直接・郵便等	月 日		有・無	衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 大阪府知事選挙
投票場所		投票の月日又は投票用紙の送付・送致を受けた月日		同左時刻	
		月 日		午前・後 時 分	
		月 日		午前・後 時 分	
備考					

# 令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

並びに大阪府知事選挙における

## 他の市区町村における不在者投票について

出張等により他の市区町村に滞在中の場合、あらかじめ河内長野市選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受けたうえで、滞在地の最寄りの市区町村選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。

### 手続きの流れ

- ①「不在者投票宣誓書・請求書」に本人が記入し、直接または郵送により河内長野市選挙管理委員会（〒586-8501 河内長野市原町1-1-1）に提出してください（ファックス、電子メールによる提出はできません。）。
- ②河内長野市選挙管理委員会において今回の選挙権の有無を確認後、「投票用紙」、「不在者投票用封筒」及び「不在者投票証明書」を郵送（レターパックプラス）により交付します。
- ③受け取った投票用紙等を、最寄りの市区町村選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。（不在者投票できるのは、以下の通りです。）  
なお、持参された時点で、投票用紙にすでに記入されていたり、不在者投票証明書の入った封筒が開封されていると投票できませんのでご注意ください。
- ④記載済みの投票用紙等を受け取った市区町村選挙管理委員会が、河内長野市選挙管理委員会に郵送します。

※④の郵送に時間をおこしますので、早めに手続してください。

### 【不在者投票できる時間】

	大阪府内市町村	大阪府外市町村
1月23日～1月27日	午前8時30分から 午後8時です	平日の執務時間中に 限ります。
1月28日以降	午前8時30分から午後8時です	

